

第5次朝霞市総合計画

後期基本計画（素案）概要版

1 総合計画とは？

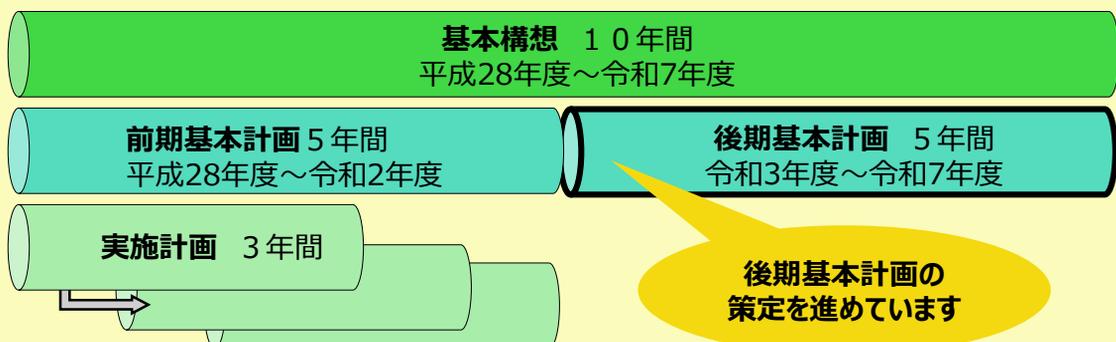
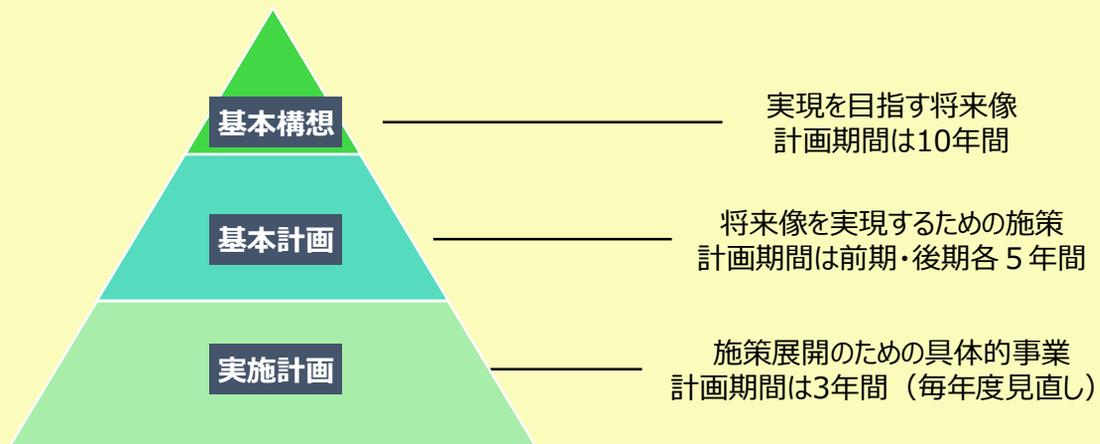
本市におけるまちづくりの最上位に位置づけられる計画です。中・長期的な視点から市民の皆さんと市がともに目標とする将来像を描き、その実現に向けて、将来の行政需要やまちづくりの方向性などを共有し、これからのまちづくりに求められる施策を総合的、体系的に示しています。

2 第5次朝霞市総合計画

基本構想、基本計画、実施計画の3つで構成されます。基本構想の期間は平成28年度から令和7年度までの10年間です。基本計画は前期と後期のそれぞれ5年間に分けて、現在は前期基本計画に基づき各種施策を実施しています。

前期基本計画の5年間の期間が令和2年度末で終了を迎えることから、令和3年度からの後期基本計画の策定を進めているところです。

■ 朝霞市の総合計画の構成と期間 ■



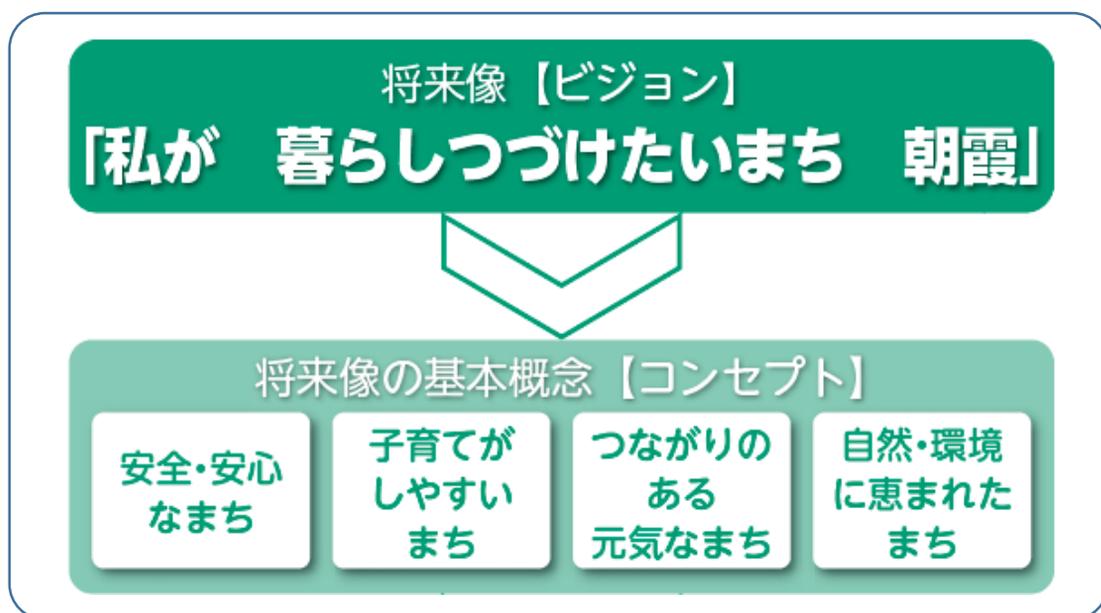
3 実現を目指す将来像

基本構想では、本市が10年後にどんなまちになっていたらよいかという将来像（ビジョン）として、「私が暮らしつづけたいまち 朝霞」を掲げています。

また、具体的にどのようなまちであれば、「私が暮らしつづけたいまち」と思えるのかについては、私たちのまちはこうありたい、こうあってほしいという想いを、「安全・安心なまち」、「子育てがしやすいまち」、「つながりのある元気なまち」、「自然・環境に恵まれたまち」という4つの基本概念（コンセプト）としてまとめています。

そして、基本計画は、基本構想に掲げた将来像を実現するため、具体的な施策を分野別に、体系的に示すものです。

基本構想



基本計画



4 市民の皆さんとともにつくる後期基本計画

朝霞市に住む方、また、朝霞市で過ごす方にとってより良い計画となるよう後期基本計画の策定に当たっては、各種基礎調査を実施するとともに、市民の皆さんと一緒に朝霞市の現状と課題認識を行い、必要とされる施策を検討してきました。

このような検討過程を経て、この度、後期基本計画の素案が完成したところです。



後期基本計画の策定過程

令和元年度

基礎調査等

- 前期基本計画の総括評価
- 人口動態の分析、将来人口の推計
- 財政分析
- 社会潮流の整理

まちづくりの課題の整理

後期基本計画骨子の決定

令和2年度

後期基本計画の施策の詳細化

後期基本計画（素案）の公表
素案パブリック・コメントの実施

後期基本計画の策定

令和3年度

後期基本計画の開始

いろいろな機会に
たくさんの御意見を
いただきました

- 後期基本計画策定に向けた意見募集
- 市民意識調査、青少年アンケート等
- 分野別市民懇談会
- 小中学生の声を聴く機会
- 青少年の声を聴く機会
- キーパーソン・ミーティング等
- 骨子パブリック・コメント
- 意見交換会



分野別
市民懇談会



小中学生シールアンケート

現在はここに
該当します



市民意見交換会（オープンハウス）

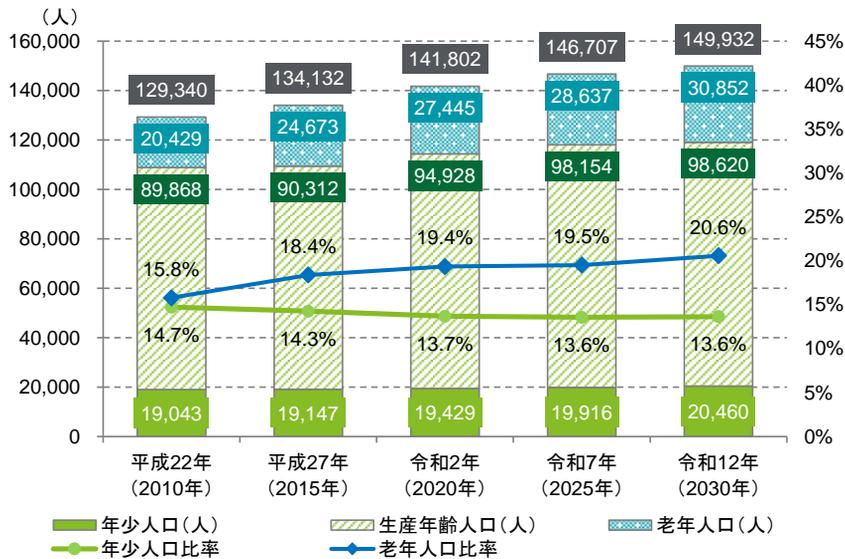


青少年対象
動画アンケート

5 総合計画は何のために必要か

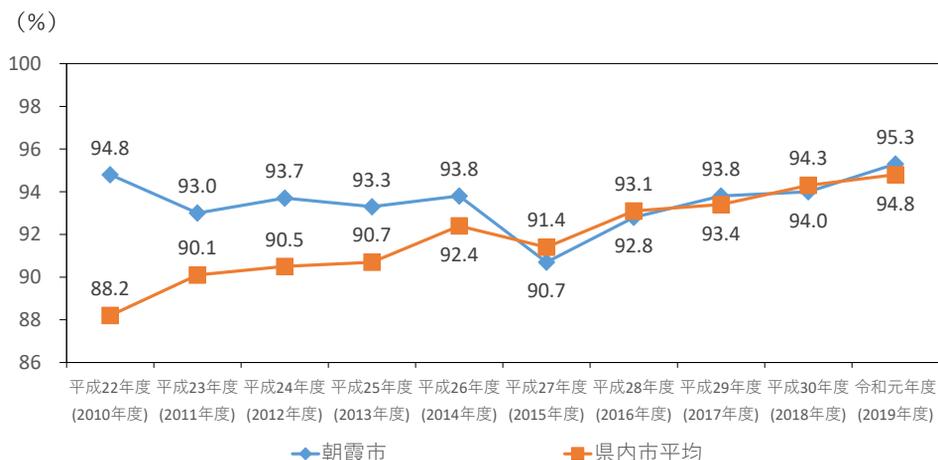
現在、本市にはどれくらいの方が暮らしているのでしょうか。本市の人口は、令和2（2020）年1月1日時点で、14万1,802人です。

全国的には人口の減少局面に移行する中、本市の人口は今後もしばらく増加した後、減少に転じる見込みです。他方で、今後少子高齢化がさらに進展するとも見込まれています。



また、本市は、歳入の約6割を、市が自ら徴収できる「自主財源」で賄っていますが、地方税、普通交付税、地方譲与税などの収入が、人件費、扶助費、公債費などの常に支払う必要がある支出に充当される割合である「経常収支比率」が高い水準で推移し、新しい問題に対応するだけの財政的な余裕が少ない状況にあります。

こうした制約の中においても必要な行政サービスを実施することが不可欠です。そのために朝霞市では総合計画を策定し、総合計画の施策に基づいて効率的な行政運営に取り組みます。



6 まちづくりの課題は何だろう

社会の潮流の変化や本市の現在の取組を踏まえ、後期基本計画の期間中における課題について、14項目に分類し整理しました。

- (1) 人口構造の変化 地域の活力を維持し続けられるまちづくり
- (2) 災害対策 地域住民との連携、「自助・共助」の取組を一層推進
- (3) 地域福祉 すべての福祉分野における将来を見据えた新たな支援体制の構築
- (4) 子育て支援 子育てのしやすさを実感できるまちづくり
- (5) 学校教育 質の高い、新しい教育の在り方の整理
- (6) 生涯学習 学びの成果を生かせる環境の整備
- (7) 自然・環境 自然との共生や持続可能な地域づくり
- (8) コミュニティ 自治会・町内会活動に参加しやすい環境の整備
- (9) 都市基盤の整備 上下水道施設の計画的な更新、浸水被害の軽減対策
- (10) 産業活性化 市民生活と調和し豊かな暮らしを実現する産業の振興
- (11) 情報化社会 ICTを活用した行政事務の効率化・高度化、住民サービスの向上
- (12) 人権の尊重 お互いの能力や特性を尊重、市民一人一人の気づきを促す教育、啓発
- (13) 市民参加・協働 市政への参画機会の充実、主権者教育の充実
- (14) 適正な行財政運営 業務効率化、生産性向上、計画的で持続可能な行政運営

7 将来像の実現に向けて推進する施策

基本構想を実現するため、後期基本計画では6つの政策分野において、各施策を推進します。

■ 後期基本計画（素案）の施策体系 ■

第1章 災害対策・防犯・市民生活

防災・消防、生活

第2章 健康・福祉

地域福祉、子育て支援、青少年育成、高齢者支援、障害者支援、保健・医療、社会保障

第3章 教育・文化

学校教育、生涯学習、スポーツ・レクリエーション、地域文化

第4章 環境・コミュニティ

環境、ごみ処理、コミュニティ、市民活動

第5章 都市基盤・産業振興

土地利用、道路交通、緑・景観・環境共生、市街地整備、上下水道整備、安全・安心、産業活性化、産業の育成と支援、勤労者支援

第6章 基本構想を推進するために

男女平等、人権の尊重、多文化共生、市民参画・協働、行財政

8 SDGsの視点を踏まえた施策の推進

総合計画の将来像である暮らし続けたいまちを実現していくことが、持続可能な社会を目指すSDGsの目標と結びついています。後期基本計画においては、SDGsが掲げる理念や目標を身近なものに感じながら、施策を推進し、持続可能で安心して暮らせる社会の実現を目指します。

